

## 平成28年4月1日以降の 新規のご契約を検討されているお客さまへ

### 低圧小売全面自由化開始以降の 料金メニューについて

平成27年8月27日  
東北電力株式会社

当社は、平成28年4月1日から実施される低圧小売全面自由化に向け、「新たな料金メニュー」の設定について検討を進めております。

これに伴い、平成28年4月1日以降の低圧供給による電気需給契約を新たにお申込みされる場合※1は、「新たな料金メニュー」または「特定小売供給約款」に設定されている料金メニューからお選びいただけます※2ので、今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

#### ■ 「新たな料金メニュー」の概要について

「新たな料金メニュー」としては、現行の選択約款をリニューアルした料金メニューに加え、夜間時間や土日祝日に電気を多く使用されるお客さま向けの料金メニューやヒートポンプ式機器等を使用されるお客さま向けの料金メニューなど、お客さまのライフスタイルにあった料金メニューの設定について検討を進めております。

なお、「新たな料金メニュー」においては、以下にご留意下さい。

(留意点)

- ・ 契約容量および契約電力の算定にあたり、現行の時間帯別電灯A、時間帯別電灯B、時間帯別電灯Sおよび低圧高稼動契約に規定されている夜間蓄熱式機器容量の圧縮は行ないません。
- ・ 現行の深夜電力A、深夜電力Cにかわる料金メニューは設定いたしません。
- ・ 現行の深夜電力B、融雪用電力にかわる料金メニューについては、加入条件の一部を見直す検討を進めております。

#### ■ 「特定小売供給約款」について

電気事業法の改正に伴い、平成28年4月1日より「電気供給約款」は「特定小売供給約款」とみなされます。

この「特定小売供給約款」には、現行どおり従量電灯Bや低圧電力等の「電気供給約款」と同じ料金メニューがございます。

平成28年4月1日から  
東北電力の料金メニューが変わります。  
詳細が決まり次第、あらためてお知らせいたします。

※1 電気需給契約を新たにお申込みされる場合には、現在加入されている料金メニューからそれ以外の料金メニューへ契約変更のお申込みをされる場合を含みます。

※2 平成28年4月1日以降、電気事業法の改正により新たに設定する「離島供給約款」の対象となる新潟県の佐渡島・粟島、山形県の飛島のお客さまを除きます。